

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分及び保護申請みなし却下処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求のうち、請求人が令和5年9月1日付けで〇〇福祉事務所長に対して行ったとする保護申請についてのみなし却下処分に係る審査請求については却下すべきであり、その余の審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、①〇〇福祉事務所長（当時。以下「処分庁」という。）がいずれも令和5年7月13日付けで行った各保護申請却下処分（以下順に「本件処分1」及び「本件処分2」という。）並びに②請求人が同年9月1日付けで処分庁に対して行ったとする保護申請について、法24条7項に定められた期間を経過したことを理由として、請求人において処分庁が当該申請を却下したものとみなした処分（以下「本件みなし却下」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれ取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分は、違法又は不当であると主張している。

請求人は、令和5年6月9日に精神手帳2級を取得した。障害年金受給の可能性があるが、他法優先の原則から、障害年金の申請を行わなければならないが、請求人にはそれが「できない」理由が2つある。

理由1：障害年金の申請に必要な診断書料が検診命令で定められた可能額を大幅に上回り、6千円以上支払わなければならないため、自己負担が困難であること。

理由2 処分庁の個人情報に対する認識の甘さと、受給者に対する越権

行為にこれ以上の個人情報提出することが恐ろしくてできないこと。

以上に対する処分庁の判断を複数回求めたが、その度に処分庁の決定内容は変わった。

そのため、請求人は、本件各審査請求により、請求人が障害年金の申請を行うのか、行わないのか、行わなければならないのか、行わなくていいのか、その具体的決定を処分庁に求める。それが審査請求の理由である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求のうち、本件みなし却下に係る審査請求は不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下すべきであり、その余の各審査請求はいずれも理由がないから、同法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 7年 1月 7日	諮問
令和 7年 2月 25日	審議（第97回第2部会）
令和 7年 3月 18日	審議（第98回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・種類・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満た

すことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 申請による保護の開始・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を保護の変更の申請について準用するとしている。

(3) 障害者加算

ア 国民年金法30条1項は、障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日において、被保険者(1号)又は被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者(2号)のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日において、その傷病により同条2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給するとし、同条2項は、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令(略)で定めるものとしている。

イ 保護基準別表第1・第2章・2・(2)・イは、障害者加算は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者について加算するとしている。

なお、同・(1)によれば、同・(2)・イに該当する者の加算額は、月

額17,870円となる（保護基準別表第9の1・①の1級地の場合）。

ウ 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。精神障害者の障害者加算について下記エ等の要点をまとめたもの。）は、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとし、この場合における障害の程度は、精神手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものとしている。

エ 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日付社保第284号厚生省社会局保護課長通知）は、上記ウにより障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとしている。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

本件申請1は、処分庁に対し、障害者加算の支給を求めるものと解されるところ、請求人は、本件申請1の時点では2級以上の精神手帳を所持していなかったものの、本件処分1が行われる前の令和5年6月16日に、2級の精神手帳を所持している旨を処分庁に報告していたことが認められる。

障害者加算の要件の判断時点は、処分時と解されることからすれば、処分庁が、本件処分1に係る処分通知書の理由において、本件申請1の時点で2級以上の精神手帳を所持していないことを却下の理由の一つ（処分通知書の理由の第一段落。別紙1の1本件処分1参照）に掲げていることは不適切なものと考えられる。

しかし、却下のもう一つの理由（処分通知書の理由の第二段落。同）

には、障害者加算を計上する場合は、障害年金の申請が必要である旨が記載されている。障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行い、年金の裁定を申請中である場合に、当該裁定が行われるまでの間は精神手帳により判定できるとされていることからすれば（１・(3)・ウ）、障害年金の申請をしていない請求人に対して、処分庁が、障害年金申請が必要である旨の理由を付して、本件申請１を却下したことは、妥当なものと認められる。

そうすると、本件処分１は、処分理由の一部に不適切な点はあるものの、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

(2) 本件処分２について

本件申請２は、処分庁に対し、前回処分１の理由についての対応及び回答を求めるものである。

法２４条９項が準用する同条３項により、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、書面をもって通知しなければならないとされていることからすれば、保護申請書の様式を使用していたとしても、その内容が保護の変更の申請に当たるものでなければ、本来、行政庁は、行政処分として応答する義務はないといえることができる（処分庁もそのような観点で、本件処分２は行政処分ではないと主張しているものと解される。）。

しかし、保護の変更の申請に当たらない場合であっても、申請を却下する意思を明確にするなどのために、保護の実施機関があえて、行政処分の形で当該申請は保護の申請に当たらないなどの理由により却下する旨の決定をすることは、保護の実施機関の裁量として許されるものと解される。そして、本件処分２の通知書の形式（本件申請２を却下する旨を明確に記載して処分庁名義で公印が押され、教示文が付されていること。）を客観的にみると、処分庁が行政処分の形で当該通知書を発出したものと解するのが相当である。

そうすると、処分庁が本件処分２（別紙２の２参照）により、本件申請２が法にある給付を求めるものではなく、「保護の種類」のいずれにも該当しないとして却下したことに不合理な点はなく、本件処分２に違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件みなし却下について

本件申請3は、処分庁に対し、①請求人の障害年金の申請期日を明確にすること、②名誉棄損等に対する被害者対応の有無の回答を求めるものと解されるところ、当該内容は、処分庁が保護の要否、種類、程度及び方法を決定すべき保護の変更の申請に当たるものでないことは明らかである（そのため、担当職員は、請求人に対して（処分通知書ではなく）本件回答書を送付したことが認められる。）。

したがって、本件申請3は、保護の変更の申請をしたということとはできないから、請求人において、法24条7項により処分庁が本件申請3を却下したものとみなすことはできず、本件みなし却下の取消しを求める審査請求は、対象となる処分が存在しない不適法なものといわざるを得ず、却下を免れない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求人が障害年金の申請を行うのか、行わないのか、行わなければならないのか、行わなくていいのか、その具体的決定を処分庁に求める旨主張している。

しかし、行政不服審査法による行政不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、その取消し又は変更等を行うものであるから（同法1条1項、46条1項及び47条）、処分庁に対して作為を求める請求は、同法に基づく審査請求の対象には当たらない。

そのため、当審査会は、本件各処分の取消しを求める審査請求として審議したものであるが、本件処分1及び本件処分2について取り消すべき点があるとは認められず、本件みなし却下について対象処分が存在しないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分1及び本件処分2のいずれにも取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙１の１、別紙１の２、別紙２の１、別紙２の２、別紙３の１及び別紙３の２（略）